

令和 8 年度近畿地方港湾におけるヒアリ侵入状況確認調査及び防除等業務 仕様書

1. 業務の目的

要緊急対処特定外来生物のヒアリ (*Solenopsis invicta*) が、平成 29 年 6 月に国内で初めて確認されたことを受けて、ヒアリ類(ヒアリ・アカカミアリ (*Solenopsis geminata*) を含む 4 種群 23 種及び各種間の交雑種) が生息する国と地域と定期航路を持つ港湾においてモニタリング調査等を実施してきた。また、港湾等でヒアリ類等(ヒアリ類及びコカミアリ (*Wasmannia auropunctata*)) が確認された場合には地方公共団体や港湾関係者等との連携のもと、「ヒアリの防除に関する基本的考え方」に沿って確認地点及びその周辺における調査と薬剤散布による防除を実施してきた。

本業務は、近畿地方の港湾およびその周辺におけるヒアリ類等はじめとする外来アリ類の調査およびヒアリ類等の防除を実施することにより、これら特定外来生物の国内への定着を防止することを目的とする。

2. 業務内容

(1) ヒアリ類等の侵入状況確認調査

近畿地方の 5 港湾(舞鶴港、大阪港、神戸港、堺泉北港、和歌山下津港)を対象として、コンテナの保管場所(主としてコンテナヤード)及びその周辺等、ヒアリ類等はじめとする外来アリ類の侵入が疑われる場所において、誘因ベイトを活用した目視調査(必要な場所にベイトを設置し、専門の調査員が踏査しながら確認)により実施する。

- ① コンテナヤードへの立ち入り日時の調整については請負者が実施すること。なお、立ち入りが可能な時間帯はヤードの稼働や荷役等の状況に応じて平日の未明から早朝、夕刻、12 時~13 時前後(昼休み)等であることが多いことを踏まえて、柔軟に人員を配置できる体制を準備すること。
- ② 調査については、立ち入り制限等によりやむを得ない場合を除き、高温又は低温等によりアリの活動性が低下する時間帯は避けること。特に 7 月から 9 月に実施する調査は原則として早朝とし、調査時間帯の設定にあたっては港湾管理者等とその旨を伝えて調整すること。
- ③ 誘因ベイトは近畿地方環境事務所担当官(以下「担当官」という。)と協議の上で選定する(既製品のスナック菓子を想定)。誘因ベイトの設置個数は別添 1 を基準としつつ、各港湾の状況に応じて担当官との調整の上、実施すること。誘因ベイトの設置間隔は 6 m を標準とし、コンテナヤード内においては敷地内の通路等を網羅的にベイトを設置および踏査するとともに、舗装の隙間や割れ目、土壌や草が存在する箇所、植栽や緑地帯等の定着リスクの高い場所については必ず誘因ベイトを設置および踏査することとする。誘因ベイトの設置時間は原則として 40 分以上とするが、各港湾の立入可能な状況等に基づき、最低 20 分を目安として短縮することも可能とする。
- ④ 現地の状況等により、上記で指定する目視による調査が不可能であると判断される場合については、その理由を整理した上で実施方法について担当官と協議すること。やむを得ず粘着トラップを使用する場合は、誘引餌を用いずに 3 日以上設置することを原則とする。

- ⑤ 調査の実施にあたっては、調査員の安全のため複数名で実施し、同定は昆虫類の識別技能を有する者が実施すること。踏査した軌跡を GPS データで記録するとともに、ヒアリ類が確認された場合は電子データにて地図上 (S1:5000 以上) にプロットし、現地の状況を写真により記録すること。調査において確認されたアリについては、少なくともヒアリ類等に該当する否かについてまで同定し、他のアリ類についても分布状況の概要についても整理すること。
- ⑥ ヒアリ類又はコカミアリと疑わしいアリ (以下、「疑いアリ」という。) を確認した場合には、GPS による位置情報、確認状況 (地表面だけか、地中やコンテナからの出入り、コンテナへの付着があるのか等)、バース名やレーン番号、個体数 (概数) 及びカースト構成 (働きアリのみか、羽アリや幼虫、卵等を含むか等) 等を記録するとともに、確認状況を写真で記録し、原則として当日中、遅くとも翌日中に担当官に報告する。コンテナへの出入りが強く疑われる場合には、その場から速やかに電話にて担当官に連絡し、その指示を受けること。
- ⑦ 疑いアリの状況確認後は、初期防除として速やかにアリの防除に有効な薬剤を散布し、防除すること。立ち入り制限等のやむを得ない事由により当日中に初期防除が完了しなかった場合には、担当官に報告し、その指示に従うこと。使用する薬剤についてはベイト剤 (フェニルピラゾール系の殺虫成分を有効成分とする顆粒状の殺虫剤 (用量: 200g/ha) を想定)。疑いアリのサンプル (状況に応じて 1 ~ 6 個体程度) を採取し、担当官の指示があった場合には、原則として当日、遅くとも翌日中に担当官が指示する専門機関へ送付すること。
- ⑧ 特に対策を強化する必要がある港湾 (大阪港、神戸港) については、各港湾単位で基本的に 5 ~ 10 月 (8 月は除く) にかけて月 1 回程度の頻度となるように調査を実施する。舞鶴港、堺泉北港と和歌山下津港は年間 2 回 (春期 (5 ~ 7 月を想定)、秋期 (9 ~ 11 月を想定)) に各 1 回を基本とする。時期の設定にあたっては、天候等にも左右されるため余裕をもって計画し、担当官と協議の上で決定すること。

(2) フォローアップ調査

大阪港夢洲コンテナヤード周辺および大阪港舞洲周辺において、ヒアリ類及びその他の特定外来生物に該当するアリ類の生息有無を確認するための調査を春期 (5 ~ 6 月を想定) 及び秋期 (9 ~ 10 月を想定) の各 1 回実施する。各回で対象とする施設等は、下表及び別添 2 のとおりとする。なお、下表および別添 2 に 1 回当たりの参考想定人日数および調査対象施設を示すが、調査対象施設は工事等の状況次第で大幅に変更し得るため、調査前に担当官と協議のうえで調整する。

表：調査対象施設等一覧

	施設名	概要	想定人日
①	A, 夢洲、舞洲及び天保山エリアの道路 B, 咲洲周辺の道路	①約 16km を想定 ②約 80 km を想定	32 人日/回
②	夢洲内の施設等	別添 2 で示す 3 地点を想定	15 人日/回

調査については原則として誘引ベイトを活用した目視調査により実施すること。ベイトの設置間隔は 10～30m を原則とし、特に緑地・港湾関係施設等ヒアリ類の生息に好適な施設に隣接する箇所や、舗装の隙間や割れ目、土壌や草が存在する箇所、植栽や緑地帯等の定着リスクの高い場所については必ず誘引ベイトを設置および踏査することとする。また、調査員の安全のため調査は複数名で実施し、同定は昆虫類の識別技能を有する者が実施すること。

調査の実施に当たっては踏査した軌跡を GPS データで記録するとともに、ヒアリ類等及びその他の特定外来生物に該当するアリ類が確認された場合は電子データにて地図上 (S1:5000 以上) にプロットし、写真による記録を行うこと。

上記に指定する目視による調査が不可能であると判断される場合については、その理由を整理した上で実施方法について担当官と協議すること。なお、環境省による令和 7 年度の調査の状況については別途データにて提供する。

本調査にて確認されたアリ類について、少なくともヒアリ類等に該当するか否かについてまで同定し、結果を整理する。また、他のアリ類の分布状況の概要を整理する。

(3) 緊急調査及び防除

①緊急調査及びベイト剤による防除

(1) および (2) の調査においてヒアリ類等が確認された地点及びそれ以外に担当官から指示するヒアリ類等の確認地点において、緊急的にヒアリ類等の生息状況の確認調査と薬剤を用いた防除（緊急調査及び防除）を実施する。計 5 地点程度で、計 30 回程度を想定。

緊急調査及び防除は (1) の調査で確認された場合にはその概ね 1 週間後から実施するものとし、それ以外の場合には担当官の指示後 4 日以内に作業を実施できるよう体制を組み、実施する。その後は概ね 7～10 日程度の間隔で実施し、ヒアリ類等の個体が確認されなくなってから 1 ヶ月が経過するまで継続する。

各回での調査範囲は 1 ha 程度とし、(1) の調査に準じた目視調査を実施してヒアリ類等の生息状況を把握した後、ヒアリ類等の確認場所を中心に (1) の初期防除に準じた防除を実施する。

作業中は適宜状況を写真として記録するとともに、作業終了後は調査及び防除の状況を簡潔に整理し、当日中に担当官へメールにて報告する。

②液剤による防除

ヒアリ類等確認地点のうち 1 地点において、担当官が指定する有識者の指示のもとで液剤による防除を実施する。実施回数は近畿地方において 1 回を想定している。

作業に際しては、あらかじめ購入した液剤（ヒアリに有効な既製品であってフィプロニルを有効成分とする直接散布型の液剤。700 リットルを想定）を持参し、有識者の指示のもとで噴霧器を使用して適切な防除を実施する。請負者は担当官からの指示を受けてから 4 日以内に作業を実施できるよう体制を組むこと。

作業中は適宜状況を写真として記録するとともに、作業終了後は防除の状況を簡潔に整理し、当日中に担当官へメールにて報告する。

なお、本業務が実施されなかった場合や薬剤が残った場合は、担当官の指示を受

けて未開封の薬剤を業務終了までに近畿地方環境事務所へ送付すること。

③ 有識者への現地ヒアリング

①及び②を実施するに当たり、適切な調査範囲や防除手法等に関して有識者の助言を得るため、必要に応じてヒアリ類等の専門家を現地に招へい（2名程度、日帰りを想定）し、ヒアリングを行う。その際、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じて旅費及び謝金を支払うものとする。有識者の選定に当たっては担当官に事前に確認をとること。

（4）関係者との連携、連絡調整、情報提供

（1）、（2）及び（3）に先立ち、担当官と協議の上、事前に港湾関係者と連携して対応方針（調査地への立ち入りの許諾、調査実施日時・場所の設定、発見時の対応方法、調査地点・発見時の様子・同定結果のデータ等の公表方法等）を定める。また、本業務で得られた情報について、担当官からの指示に従い、関係者へ電子メール等で情報提供を行う。港湾区域への立ち入りのための関係者との調整については、請負者が実施することとし、具体的な実施方法等については、各港湾の状況を踏まえて担当官と協議の上で実施すること。

（1）及び（2）の実施に際して、ヒアリ類等と疑われるアリを確認した際は、速やかに担当官の指示を仰ぎ、関係者への連絡や調整を行うこと。

なお、本業務履行期間中に、各港湾の港湾管理者等よりヒアリ類と疑われる事例の通報があった場合には、速やかに担当官の指示を仰いだ上で、同定・防除に関する助言や現場対応の支援等を行うとともに、結果を担当官へ報告する。

（1）の調査結果については、調査実施期間中は1週間に1回程度メールにて担当官に速報するとともに、春期調査は令和8年7月3日までに、夏期調査は9月3日までに、秋期調査は12月4日までに、概要と踏査軌跡の電子データをとりまとめて担当官へ報告する。また、（1）の調査で記録したGPSデータ及び個票については令和8年12月25日までに提出する。

（5）港湾の概況に関する情報整理

調査や概要報告の完了後、港湾に関する基本情報やヒアリ類が営巣可能な場所の確認結果、調査ルート・地点を示した図面、概況写真を港湾毎の個票に整理すること。個票に関しては担当官が示す様式によることとする。

（6）業務打合せ

上記業務に伴う打合せを2回程度行うものとする（大阪市内を想定）。なお、業務着手時の打合せでは、業務実施計画書及び工程表を提出すること。また、打合せ後は、速やかに記録簿を作成し、担当官に提出するものとする。

3. 業務履行期限

令和9年3月2日まで

4. 成果物

業務全体の結果をとりまとめ、以下に定めるとおり成果物を提出すること。

- (1) 報告書等：計6部
(報告書A 4版 140 頁程度3部、個票A 4版 100 頁程度3部、いずれも簡易製本可)
- (2) 報告書の電子データを収納したDVD-R 2式
 - ・報告書の電子版
 - ・業務時に撮影した写真
 - ・個票の電子版
 - ・GISデータ(テキストファイル形式、shapeファイル形式及びKMLファイル形式)
- (3) 提出場所：近畿地方環境事務所野生生物課

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策

に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。協議した内容については記録簿を作成し、担当官に提出するものとする。

- (2) 本業務を行うに当たっては、「ヒアリの防除に関する基本的考え方」の最新版を参考とすること。

- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて本業務に係る資料を所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、本業務に係る資料における情報セキュリティ保護等の観点から、閲覧できない場合がある。

連絡先：近畿地方環境事務所 野生生物課 (TEL：06-6881-6505)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 226 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 227 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・ 画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(仕様書別添1)

業務項目	区間	調査回数(回)	ベイトトラップ数(個/回)	ベイトトラップ総数(個)
(1) ヒアリ等の侵入状況確認調査 (5) 港湾の概況に関する情報整理	大阪港	5	2,500	12,500
	神戸港	5	2,500	12,500
	舞鶴港	2	150	300
	堺泉北港	2	150	300
	和歌山下津港	2	150	300
(2) ヒアリのフォローアップ調査	大阪市咲洲・夢洲道路	2	2,000	4,000
	夢洲内施設	2	2,500	5,000
(3) 緊急防除		30	150	4,500
計			10,100	39,400

